

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	都市計画課
委 託 業 務 名	大津市都市計画システム機器（課金機）賃貸借（リース）
委託業務場所	大津市御陵町 3 番 1 号
概 要	都市計画システム機器（課金機）の賃貸借期間満了に伴う機器の更新
契 約 期 間	令和 8 年 3 月 1 日 から 令和 1 3 年 2 月 2 8 日まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 9 月 3 0 日
契 約 金 額	1, 2 8 0, 4 0 0 円
契約の相手方	納入業者 〔所在地〕 大津市梅林一丁目 3 番 2 5 号 1st 森田ビル 7F 〔名 称〕 アジア航測株式会社滋賀営業所 リース会社 〔所在地〕 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 5 6 6 番 1 〔名 称〕 N T T ・ T C リース株式会社京都支店
契約相手方の選 定 理 由	課金機は、不具合が生じた際の原因究明においてベースプログラムによる確認作業が重要であることからベースプログラムの開発企業への販売に限られている。 当該課金機は都市計画窓口システムと連動するため、その連動に必要なベースプログラムは既に契約済みの「大津市都市計画システム構築及び更新業務」内で構築することから、その受注者であるアジア航測株式会社を納入業者に選定し、アジア航測株式会社が選任したリース会社である N T T ・ T C リース株式会社と第三者賃貸方式による契約を行うもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ②不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- （注意） 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。